

## 富士山南東消防組合最低制限価格制度実施要領

平成 28 年 7 月 1 日 制定  
平成 30 年 1 月 1 日 一部改正  
令和 2 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 4 年 12 月 21 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、組合が発注する工事又は製造その他の請負契約（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらの入札を「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（同政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）及び富士山南東消防組合契約規則（平成 28 年富士山南東消防組合規則第 28 号。以下「契約規則」という。）第 16 条（同契約規則第 24 条において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低制限価格制度の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする工事等)

第 2 条 この要領の対象とする工事等は、富士山南東消防組合低入札価格調査制度実施要領の適用を受けない競争入札による工事等とする。ただし、富士山南東消防組合建設工事等業者指名委員会規程（平成 28 年富士山南東消防組合訓令第 7 号）で定める富士山南東消防組合建設工事等指名委員会が最低制限価格制度の適用を不相当と認める場合は、この限りでない。

(最低制限価格の設定及び算定)

第 3 条 最低制限価格は、契約規則第 9 条第 1 項の「低入札調査基準価格」を同条第 2 項のとおり準用し、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の額に相当する額（以下「消費税及び地方消費税に相当する額」という。）を加算して得た額とする。ただし、その額が予定

価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じた額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 予定価格算出の基礎となった額の合計額は 1 万円単位とし、1 万円未満の端数は切捨てる。

3 特別なものについては、第 1 項の算定方法にかかわらず 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。

4 前 3 項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに当該最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いて得た金額を「最低制限価格入札書比較価格〇〇円」と記載する。

(入札参加者への周知)

第 4 条 入札執行者は、最低制限価格制度が適用される工事等の競争入札を行う場合は、入札公告、指名通知書等によりその旨を周知するものとする。

(入札の執行)

第 5 条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とし落札者とししないものとする。

(入札結果の整理)

第 6 条 前条の決定を行った場合、入札結果表に当該入札をした者を失格と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 2 月 2 1 日から施行する。